

熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第13号

熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成20年熱海市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第31条第6号中「又は」を「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校」を、「衛生工学」の次に「（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「又は」を「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令に基づく専門学校」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。